

## 平成 27 年度二本松市店舗等施設整備費補助金の概要

魅力ある店舗づくりに取り組む市内の中小規模の事業者を支援するため、市内の店舗等で商売を営む者又は営もうとする者が行う「店舗等の改装・改修」や「店舗等と一体となって機能する備品の購入」に対し、その費用の2分の1を補助します。

### ■補助内容

項 目	内 容
補助対象者	<p>二本松市の住民基本台帳に記録されている個人や市内に主たる事業所を有する法人(店舗を賃借している人は、必ず所有者の同意を得てください)</p> <p>※ただし、次のすべてに該当する事業者が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二本松市暴力団排除条例（平成24年二本松市条例第17号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していないこと。</li> <li>・食品衛生法、建築基準法等の関係法令に違反していないこと。</li> <li>・市税を完納していること。</li> <li>・「補助対象業種」を営む人または営もうとする人であること。</li> <li>・「補助対象経費」について他の補助制度を受けていないこと。</li> </ul>
補助対象業種	<p>小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）、娯楽業を営む店舗</p> <p>※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡を超える店舗</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」）第2条第1項第1号から第8号の営業で、床面積の合計が100㎡を超える店舗</li> <li>・風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む店舗</li> </ul>
補助対象経費	<p>①市内施工業者を利用した10万円以上（消費税込）の店舗の改装・改修費用</p> <p>②市内販売業者を利用した10万円以上（消費税込）の店舗と一体となって機能する備品購入費用</p> <p>※平成28年3月31日までに実績報告が可能な事業が対象になります。</p> <p>※補助金交付決定前の経費は、対象外となります。</p>
補 助 額	<p>「補助対象経費」の2分の1以内の額（上限額は50万円）</p> <p>※同一の店舗につき1回まで申請が可能です。</p> <p>※予算の範囲内の補助となりますので予算に達した時点で受付終了となります。</p>

申請手続き  
(一連の流れ)

① 交付申請【申請者→市】※着工・購入前に以下の書類を提出してください。

・二本松市店舗等施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）

・二本松市店舗等施設整備費補助金交付申請に係る誓約書（第2号様式）

《添付書類》

・飲食営業許可証の写し ※飲食サービス業申請の場合

・風俗営業許可証の写し ※該当する業種の場合

・改装等内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）

・改装等を行う箇所の写真及び図面等（施工前の店舗等の内外部の現状がわかるもの）

・店舗の所有者を特定できる書類（課税証明書又は不動産登記事項証明書等）

・店舗を賃借している場合は、賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書

・振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し等）

↓

② 交付決定通知【市→申請者】※交付決定の審査にあたっては、必要に応じて現地調査を行います。

↓

③ 変更申請【市→申請者】※交付決定後に申請内容の変更をする場合に必要となります。

・二本松市店舗等施設整備費補助金変更申請書（第4号様式）

《添付書類》

・改装等内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）

↓

④ 施工工事・備品の購入【申請者】※必ず補助金交付決定を受けてから着工・購入してください。

↓

⑤ 実績報告【申請者→市】※支払完了後に以下の書類を提出してください。

・二本松市店舗等施設整備費補助金実績報告書（第6号様式）

《添付書類》

・改装等内容及び積算内容を確認できる書類

・補助対象経費の領収書の写し

・改装等完了写真（施工前及び施工後の店舗等の内外部の現状がわかるもの）

↓

⑥ 確定通知【市→申請者】※補助金確定の審査にあたっては、必要に応じて現地調査を行います。

↓

⑦ 補助金請求【申請者→市】

・二本松市店舗等施設整備費補助金交付請求書（第7号様式）

↓

⑧ 補助金交付【市→申請者】

完了後14日以内または  
平成28年3月31日の  
早い日までに提出して  
ください。

※申請の審査にあたり、市から追加の説明を求めると必要な書類の提出をお願いする場合があります。

★予算の範囲内での補助金交付となりますので、  
お早めに申請願います！

■対象経費（詳細）

対 象	工事の例
<p>工事（10万円以上） ※市内施工業者による施工である こと</p>	<p>【対象となる工事】（店舗部分に限る）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 屋根の修復（張替え・防水など）</li> <li>② 床材・内壁・天井の張替え、内装の塗装など</li> <li>③ 襖・障子・網戸・畳の張替え</li> <li>④ 床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの</li> <li>⑤ 外壁の塗り直し</li> <li>⑥ 扉の交換</li> <li>⑦ 窓ガラス・サッシの交換</li> <li>⑧ ドアの電動化</li> <li>⑨ 店舗間仕切りの変更</li> <li>⑩ 看板・オーニング（日よけ）の修復や設置</li> <li>⑪ 床・内壁・天井のクロス張替えや塗り替え</li> <li>⑫ （宿泊業・飲食サービス業における）厨房の改修</li> <li>⑬ 給排水・衛生（換気を含む）設備に関するもの</li> <li>⑭ 給湯設備に関するもの</li> <li>⑮ 電気・ガスに関するもの</li> <li>⑯ エアコンの設置、その他空調に関するもの</li> <li>⑰ 客用の洗面・トイレの改修や水周りに関するもの</li> <li>⑱ （理・美容業の）客用椅子の取替え</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p> <p>【対象とならない工事】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 店舗部分を改修・改築しない工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅部分に係る工事</li> <li>・事務所、工場等の改修・改築</li> <li>・車庫、物置き、倉庫、駐車場等の設置</li> <li>・屋外設備（門扉、塀、柵、垣根、植栽等）設置等の外構工事</li> </ul> </li> <li>② 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの</li> <li>③ 電話回線等の配線工事</li> <li>④ 防犯用のカメラ・ライト等の設置</li> <li>⑤ ハウスクリーニング、防蟻・防虫処理等</li> <li>⑥ 浄化槽設備工事・公共下水道への配水管接続工事</li> <li>⑦ 解体のみの工事</li> <li>⑧ 工事費が特段、高価と認められるもの</li> <li>⑨ 店舗等で必要であると認められないもの</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p>

対 象	備品の例
備品（10万円以上） ※市内販売業者から購入すること	<p>【対象となる備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 椅子、テーブル</li> <li>② カーテン、ブラインド</li> <li>③ 商品陳列棚（ショーケース）</li> <li>④ 業務用冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>⑤ （理・美容業の）洗面台、棚等</li> <li>⑥ その他店舗等の改装等に伴い必要となる家具や電化製品</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>【対象とならない備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消火器などの消防用品や各種防災用品</li> <li>② 事務用品（コピー機、パソコン、FAX等）</li> <li>③ 家庭用家電</li> <li>④ （理・美容業）で使用するハサミ等</li> <li>⑤ 購入価格が特段、高価と認められるもの</li> <li>⑥ 店舗等で必要であると認められないもの</li> <li>⑦ 店舗以外（住宅・工場等部分）で使用するもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※自らの店舗で商品となり得るものは、対象とならない場合があります。</p>

★ いずれも申請前の工事着工・備品購入は対象外となります。

★ いずれも3月31日までに実績報告可能であることが条件となります。

★ 以下の場合も50万円上限で補助可とします。

・事例1（改修と備品購入）

それぞれ税込10万円以上であれば補助可

・事例2（A備品購入とB備品購入）

それぞれ税込10万円以上であれば補助可

・事例3（A備品購入とB備品購入とC備品購入と・・・）

それぞれ税込10万円以上であれば補助可

★ 備品購入10万円以上の定義

基本的には1商品税込10万円以上が対象となります。

ただし、セットで使用するような備品購入であれば合計10万円以上でも可とします。

例：テーブルとイスのセット

カラオケ電子機器とモニターのセット

★ 開業前の個人事業主・法人については、実績報告書類提出時に、開業後に税務署へ提出する「個人事業の開業・廃業等届出書」・「法人設立届」または市役所税務課に提出する「法人の設立等（設立、設置）に関する申告書」の写しを添付してください（つまり、年度内の開業が条件になります）。